

会津若松市立門田小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月13日策定

平成30年3月16日一部改正

令和2年1月15日一部改正

(__下線部分)

1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

【定義】

本校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめ防止対策推進法定義より)

【基本理念】

- (1) 「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という「あいづっこ宣言」の精神を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見、即時対応に努める。
- (3) いじめは「ひきょうな行為であり、人間として絶対に許されない」という意識を子どもも大人ももつ。
- (4) どの子どももいじめの加害者にも被害者にもなりうることを踏まえ、子どもの規範意識や思いやり、命の尊さなどを養い、子どもがのびやかに成長できる環境づくりに努める。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 本校では、教育目標の一つに「心のやさしい子ども」を掲げ、思いやりの心を持ち、協力し合うことができる子どもを目指し、弱いものいじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
 - ① あいづっこ宣言の実践を通して思いやりや規範意識を育む。
- (3) 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
 - ① 仲良し集会などの集会活動により異学年交流を通して、思いやりの心を養うとともに、集団での規律ある行動ができるようにする。
 - ② 各委員会活動や児童会行事により、諸問題を協力し合って解決しようとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、学年や学級の異なる他者とともに楽しくふれあい交流を図ることによって、望ましい人間関係を深める。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル教育を計画的に推進する。

(別紙 教育計画 No.10 情報教育計画 (9) 情報モラル教育推進計画 参照)

- (5) 読書指導を通して、感性を磨き、自分を知り、他を思い、自分の生き方を考える児童を育成する。
- (6) 「いじめ対応マニュアル（保護者用）」や「いじめ防止リーフレット」等の啓発資料を積極的に活用し、いじめの未然防止に努める。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは見えにくいもの」という前提に立ち、いじめではないかとの疑いをもって、早期に関わる。

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 児童対象いじめアンケート調査（生活調査） 年3回（6月，10月，1月）
- ② 保護者対象いじめアンケート調査 年2回（6月，10月）
- ③ 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年2回（6月，10月）

(2) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口（相談箱）の設置

(3) 人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

4 いじめの早期解決のための措置

(1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、校内組織に直ちに情報を共有し、学校長以下組織的対応を行う。

(2) 情報収集を綿密に行い、事実確認の上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

<いじめられた児童・保護者に対して>

- ① いじめられた児童には、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。
- ② 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
- ④ 徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝えるできる限り不安を取り除く。
- ⑤ 児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ 児童の状況に合わせた継続的なケアを行う。

<いじめた児童・保護者に対して>

- ① 複数の教職員が連携し、いじめをやめさせる措置をとる。
- ② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
- ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
- ④ 当該児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ⑥ いじめをみていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

(3) いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告する。また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。

(4) 解決のための措置として、謝罪のみで終わるだけでなく、双方の当事者や周りの集団が好ましい人間関係を回復させることを大切にする。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

これまでの機能を生かし、いじめの防止等を実効的に行うため、今後も次の機能を担う「いじめ根絶委員会」(継続)を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター

- ◎ いじめ事案の状況に応じて、警察(生活安全課)又は警察官経験者(スクールサポーター)、スクールカウンセラー、児童相談所等に参加していただく。

<活動>

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ 情報交換、情報共有、共通理解

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

- 上記以外に、生徒指導委員会、生徒指導協議会を月に1回開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

(2) 校外における組織

- ① 中学校区内PTA連絡協議会：年2回開催し、学区内の情報交換や啓発活動を行う。
- ② 会津若松地区小学校生徒指導協議会：年3回開催し、情報交換や連携を図る。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、児童や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、市教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。
- (6) 重大事案が発生した場合、関係のあった児童が深く傷つき、児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評が流れたりする場合がありますので、教育委員会と連携し、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

7 その他

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。
○いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。
- (3) いじめに対する意識改革を喚起し、いじめ問題への正しい理解の普及啓発やきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力の向上を図るとともに、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。